

災害支援対応マニュアル

(第6刷)

令和8年4月

公益社団法人徳島県看護協会

内容

I. 本マニュアルの目的	1
II. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方	1
1. 災害支援ナースの活動	1
III. 災害発生時の対応	4
1. 災害支援ナース派遣手順	4
2. 徳島県外派遣時の災害支援ナースの活動報告	5
IV. 災害支援ナースの活動の支援	5
1. 災害支援ナースの事故補償について	5
2. 活動終了後の支援	5
V. 費用の請求	6
1. 活動に係る費用(被災都道府県より支弁可能な範囲の例)	6
2. 費用請求の流れ	7
参考資料 1. 災害支援ナース必要物品の例	8
参考資料 2. 災害・事故等時の医療活動に関する協定書	10
参考資料 3. 災害支援ナース活動要領	12

I. 本マニュアルの目的

このマニュアルは、災害支援看護業務(※1)および新興感染症支援看護業務(※2)を実施するための要領を記載したものである。

※1災害支援看護業務とは、被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等をいう。

※2新興感染症支援看護業務とは、新興感染症が集中的に発生した医療機関等や新興感染症の感染拡大地域に所在する医療機関等に派遣されて実施する看護業務等をいう。

II. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

1. 災害支援ナースの活動

徳島県は、災害支援ナースの活動時期と派遣期間、活動場所、活動内容等について、徳島県に設置された保健医療福祉調整本部での保健医療福祉活動の総合調整に基づき決定する。

1)大規模自然災害発生時の対応

(1)活動時期と派遣期間

①活動時期

看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期(発災後3日以降から1か月間程度)を目安とする。

②派遣期間

原則として、移動時間を含めた3泊4日を1クールとしてシフトを組む。また、活動場所までの移動時間や交通事情等により、派遣期間に加えて前後泊が必要となる場合もある。

(2)活動場所

被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所(福祉避難所を含む)を優先する。

(3)活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

① 医療機関での活動

(例)・ 病院の救急外来等での増大した医療ニーズの対応

- ・ 看護職に対する業務の支援
- ・ 被災施設の患者の受け入れ

② 社会福祉施設での活動

(例)・ 看護職に対する業務(入居者の身体的ケア等)の支援

- ・ 施設的环境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・ 医療依存度の高い入所者への個別の対応

③ 福祉避難所での活動

(例)・ 避難所環境整備や手洗い指導などの感染症対策

- ・ 高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

④ 避難所での活動

(例)・ 自宅の片づけで負傷した人への創傷処置

- ・ 避難所の生活環境の衛生管理(トイレなど)
- ・ 手洗い指導などの感染症対策
- ・ 服薬に関する相談と助言
- ・ 心身の体調不良を抱える者に対する受診支援や医療チームへの橋渡し、緊急医療が必要な人への救急要請
- ・ 救急搬送
- ・ ラジオ体操や運動の推奨など深部静脈血栓症(VTE)の予防
- ・ 高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

2)新興感染症発生・まん延時の対応

(1)活動時期と派遣期間

①活動時期

新興感染症発生・まん延時

②派遣期間

- ・ 原則として、2週間程度を1クールとしてシフトを組む。
- ・ 必要に応じて、通常業務への復帰可否を確認する期間(PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など)を別途設け、派遣期間に含める。

(2)活動場所

新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設を優先する。

(3)活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

① 医療機関での活動

(例)・ 発熱外来含む外来トリアージの実施

- ・ 職員及び患者、家族全ての来訪者を対象とした感染対策の実践
- ・ 標準予防策及び経路別予防策の実践

- ・ 感染症病棟以外の病棟や外来等の業務
- ② 社会福祉施設での活動
- (例)・ 標準予防策及び感染経路別予防策の実践
- ・ 環境の管理(換気と三密回避)
 - ・ 器材や器械の洗浄、消毒
 - ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談
- ③ 宿泊療養施設での活動
- (例)・ 療養者の健康管理
- ・ 宿泊療養施設におけるゾーニングの遵守
 - ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

3)災害支援ナースの交通・宿泊先の確保

災害支援ナースは、自宅または所属施設等の出発地から被災都道府県の活動場所までの移動手段、派遣中に必要となる宿泊先については、各自で確保することを原則とする。なお、宿泊先については、感染対策のため可能な限り個室を手配する。

また、天候、被災状況や公共交通機関の運行状況等によって災害支援ナースが確保することが困難な場合には、日本看護協会、徳島県看護協会が代行する。

4)活動中に必要な物品

- (1)災害支援ナースが活動中に使用する物品のうち参考資料 1(P8)のものは、徳島県看護協会が準備する。
- (2)その他、必要な物品は、災害支援ナースの所属施設または災害支援ナース自身で準備する。(P9)
- (3)災害支援ナースが活動に使用する PPE 等は、災害支援ナースの所属施設が準備し、災害支援ナースが持参する。
- (4)災害支援ナースが持参した物品は、各自が持ち帰ることを基本とする。各活動場所において災害支援ナースが継続的に使用する物品がある場合には、災害支援ナースが、派遣終了時まで全ての物品の持ち帰りまたは活動場所等への引き渡しを行う。

Ⅲ. 災害等発生時の対応

1. 災害支援ナース派遣手順

1) 徳島県内派遣時の対応

- (1) 徳島県看護協会は、活動場所の情報をまとめ、県内の災害支援ナースの所属施設に対し、徳島県内派遣の要請を依頼する。
- (2) 災害支援ナースの所属施設から派遣の受諾が得られたら、災害支援ナース「派遣候補者リスト」の提出を依頼する。
- (3) 徳島県看護協会は、提出された災害支援ナース「派遣候補者リスト」をもとに、活動場所毎に災害支援ナースの派遣シフト表を作成する。
- (4) 徳島県看護協会は、作成したシフト表をもとに、該当する災害支援ナースの所属施設へ、派遣期間と活動場所の情報を連絡する。
- (5) 活動場所までの移動手段、宿泊先、前後泊等は、災害支援ナースが各自で手配をするが、各自で手配が難しい場合は、徳島県看護協会が手配する。
- (6) 徳島県と協議のうえ、災害支援ナースの派遣要請終了、活動終了を決定し、災害支援ナースの所属施設及び、災害支援ナースへ連絡する。

2) 徳島県外派遣(派遣要請～終了まで)

- (1) 厚労省(日本看護協会)からの災害支援ナースの派遣依頼を受け、徳島県と共に県内の災害支援ナースの所属施設へ派遣の要請を依頼する。
- (2) 派遣の要請を依頼した先方より活動期間の調整および必要な情報の提出を受け、「派遣候補者リスト(パスワード保護)」を作成し、日本看護協会へメールにて提出する。
- (3) 「災害支援ナース派遣要請依頼票」、「災害支援ナースシフト表」を受理後、災害支援ナースへ派遣期間と活動場所の情報を共有する。
- (4) 必要に応じて、活動場所までの交通手段や派遣中に必要となる宿泊先を手配する。
- (5) 必要に応じて、派遣前に災害支援ナースに対してオリエンテーションを実施する。
- (6) 災害支援ナースの派遣決定と活動開始について「災害支援ナース派遣決定・活動報告」で確認する。
- (7) 災害支援ナースの派遣要請終了の連絡を受け、派遣の要請を依頼した災害支援ナースの所属施設へ派遣要請終了の連絡をする。
- (8) 災害支援ナースが活動を終了し、全ての災害支援ナースの帰還を確認後、日本看護協会へ連絡する。
- (9) 日本看護協会からの「災害支援ナース活動終了報告」を受理し、情報共有する。

2. 徳島県外派遣時の災害支援ナースの活動報告

1)活動報告

被災都道府県内での看護支援活動の検討の参考として活用するため、また、災害支援ナースの安全確認のために、災害支援ナースは活動報告を行う。災害支援ナースからの活動報告の内容は、必要に応じて、被災都道府県看護協会、徳島県看護協会、保健医療福祉調整本部等で共有する。

(1)方法

日本看護協会が指定する報告内容・方法

(2)報告者

活動場所毎の災害支援ナースの代表者

(3)報告のタイミング

- ・ 活動開始時:集合場所から活動場所到着時
- ・ 活 動 中:原則1日1回
- ・ 活動終了時:活動場所から集合場所(必要に応じて自宅)到着時
- ・ 緊 急 時:体調不良、二次災害、何らかの理由で予定通り活動場所に到着できない場合等
- ・ そ の 他:活動場所で予定の活動以外を依頼された場合
(例:活動予定場所ではなく〇〇公民館で活動してほしい等)

(4)内容

災害支援ナースからの報告内容は、必要に応じて被災都道府県看護協会、徳島県看護協会、保健医療福祉調整本部等で共有し、派遣調整の参考とする。

IV. 災害支援ナースの活動の支援

1. 災害支援ナースの事故補償について

1)徳島県による傷害保険の加入

徳島県は、災害支援ナースの看護支援活動等への補償として、死亡・負傷・疾病・障害リスクに備え、傷害保険に加入する。徳島県看護協会は、災害支援ナースの派遣に備えて、徳島県による傷害保険の加入の有無、補償内容を把握しておく。

2)看護職賠償責任保険の加入

災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる看護職賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

徳島県看護協会が「災害支援ナース養成研修」集合研修等を通じて、賠償責任保険制度への加入の必要性等について説明する。

3)緊急時の連絡対応

- (1)災害支援ナースの活動中に、災害支援ナースの健康状態の悪化や二次被害（余震等）が生じた場合に緊急連絡がとれるように、徳島県看護協会は緊急連絡対応を行う。活動中の災害支援ナース、被災都道府県看護協会、日本看護協会に対して、徳島県看護協会の緊急連絡先を周知する。
- (2)活動中の災害支援ナースから緊急時連絡を受けた際は、徳島県看護協会は速やかに状況を確認し、被災都道府県看護協会や活動場所の責任者と連携し、適切に対応し、日本看護協会とも情報共有する。

2. 活動終了後の支援

1)活動のフォローアップ

派遣された災害支援ナースにとって、日常と異なる環境下での 3 泊 4 日の活動は、心身への負担を与えることが十分に考えられる。徳島県看護協会は、災害支援ナースの帰還後に、健康状態の確認のための機会を設け、活動のフォローアップを行う。

2)感染症に罹患した場合の対応

活動終了後に派遣した災害支援ナースの感染症の発症が判明した際は、徳島県看護協会と日本看護協会にて情報を共有する。その際、徳島県看護協会や日本看護協会は、感染症を発症した本人だけでなく同時期に活動した災害支援ナースも含めた支援や、関係機関への連絡を行う。

V. 費用の請求

災害支援ナースの活動に要した費用は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

徳島県外派遣の場合は、徳島県より被災都道府県に費用を求償することが可能であるため、徳島県看護協会は、徳島県と相談のうえで費用請求の方法を決定し、活動した災害支援ナース所属施設や所属がない災害支援ナースへ周知する。その際、徳島県に対し、費用の負担や請求の方法、請求対象の範囲、根拠となる法律(災害救助法と改正医療法、改正感染症法)等を確認する。

1. 活動に係る費用(被災都道府県より支弁可能な範囲の例)

- ・旅 費:災害支援ナースの所属施設から活動場所までの移動に係る費用
(最も有効な移動手段により積算)
- ・宿泊費:災害支援ナースの活動中及び活動前後に必要な宿泊に係る費用
(徳島県等の規定等に則り積算)
- ・日 当:災害支援ナースの活動に要する人件費
(徳島県または災害支援ナース所属施設の規定等に則り積算)
- ・医療資材費:PPE(マスク、手袋、ビニールガウン等)、手指消毒剤等に係る費用

・検査費用:活動前後の PCR 検査に係る費用

2. 費用請求の流れ

- 1) 災害支援ナースの所属施設より徳島県看護協会に請求する。
- 2) 徳島県看護協会は上記 1) をとりまとめ、徳島県と事前に取り決めた方法によって、被災都道府県に請求する。
- 3) 請求の際の様式、領収書の添付方法等は被災都道府県の取り決めに準ずる。

<参考>

- ・ 災害支援ナース活動要領の一部改正について(令和 7 年 12 月 23 日付け医政地発 1223 第 1 号、医政看発 1223 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長、厚生労働省医政局看護課長連名通知)
【参考資料 3】災害支援ナース活動要領
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について(令和 5 年 5 月 26 日付け医政地発 0526 第 1 号、一部改正:令和 5 年 8 月 31 日付け医政地発 0831 第 1 号、医政看発 0831 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

参考資料 1. 災害支援ナース必要物品の例

徳島県看護協会が準備する物	
1	災害支援対応マニュアル
2	吊り下げ名札
3	血圧計
4	聴診器
5	体温計
6	アルコール綿20袋
	ウエットティッシュ1個
	ホイッスル
	ペンライト
	筆記用具・事務用品
7	ヘッドライト
8	携帯ラジオ
9	ゴム手袋 20 双
10	軍手 2 双
11	マスク 20 枚
12	ビニール袋(大・小)各 5 枚
13	保温シート 2 枚
14	ウエストポーチ
15	予備電池(単 3:3 本 単 4:2 本)
16	保存用ビスケット 5 枚入り 6 個
17	10000mAh携帯バッテリー, AC アダプター, ケーブル 2 本
18	パルスオキシメーター
19	手指消毒アルコールジェル 60 ml
20	ヘルメット
21	衛星電話対応の携帯電話
22	ビブス
23	キャリー付きリュックサック

個人が準備	
区分	品名
安全装備	帽子
	靴底の厚いスニーカー等
携行	身分証(マイナンバーカードの写し、運転免許証等)
	携帯電話
	腕時計(秒針あり)
	常備薬
	現金(小銭を含む)
	避難所用室内用シューズ
	ゴミ袋
食料	保存食 保存水
生活装備	生活用品(着替え、タオル、衛生用品など)
	雨具(雨カッパなど)
	※虫よけスプレー
	※防寒着 使い捨てカイロ
寝具	寝袋 防災用のアルミシートなど
救急	救急セット
文具	文房具
※季節に応じて必要時	

所属施設が準備	
区分	品名
感染対策	マスク(サージカルマスク、N95)
	手袋手指消毒剤
	プラスチックエプロン
	手指消毒剤

必要に応じて所属施設または都道府県看護協会が準備	
その他	活動場所に応じた物品

参考資料 2. 災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の避難所等における応急看護及び看護
- (2) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護班の輸送等）

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告する。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護班の派遣に要する費用
 - (2) 医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- 2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18
社団法人 徳島県看護協会
会 長 水 口 艶 子

参考資料3.

災害支援ナース活動要領

令和6年4月1日

令和7年12月23日（一部改正）

1. 総則

（1）本要領の位置付け

本要領は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、次項に規定する災害支援ナースを派遣し、大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域（以下「被災地等」という。）のニーズに応じて柔軟に、災害支援ナースの活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

なお、本要領は、災害支援ナースの運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県、日本赤十字社等の自発的な活動や相互の応援を制限するものではない。

（2）災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下「看護支援活動」という。）を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等（以下「所属施設」という。）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

（3）運用の基本方針

- ① 厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動要領を策定するとともに、研修・訓練等を実施すること及び災害支援ナースに登録することにより、災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。
- ② 厚生労働省医政局は、研修・訓練の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、都道府県外派遣調整等に係る業務を実施する。
なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託することができる。

③ 都道府県は、管内の災害支援ナースの確保を図るとともに、研修・訓練の実施により、管内の災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。

④ 都道府県は、災害支援ナースの都道府県内派遣調整に係る業務を実施することとする。また、災害支援ナースの活動に必要な支援を行う。

なお、都道府県は、これらの業務を都道府県看護協会に委託することができる。

⑤ 都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和7年3月31日付け科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

(4) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナースは、まずは被災地等が属する都道府県（以下単に「被災都道府県」という。）内で活動すること（以下「都道府県内派遣」という。）が基本となるが、災害等発生時において都道府県を越えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動すること（以下「都道府県外派遣」という。）がある。

2. 災害支援ナースの登録等

(1) 厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録する。

(2) 厚生労働省医政局は、災害支援ナースのうち、令和5年度以降に災害支援ナース養成研修を修了した者であって、医療法第30条の12の2に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により、当該者を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録する。

(3) 災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」）に連携・登録するとともに、EMISにおいて登録された災害支援ナースのリストを整備・管理する。

また、都道府県は、EMISに登録された災害支援ナースのリストを必要に応じて閲覧することができる。

3. 平時における対応

(1) 協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。また、都道府県は、協定書を締結した施設のリストを整備し、厚生労働省医政局に登録する。登録の変更があった際は、都度申請する。

厚生労働省医政局は、登録されたリストを基に、EMISに登録されている所属施設等の情報を必要に応じて更新する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

(2) 事故補償への対応

都道府県は、看護支援活動中（出発地と被災地等との移動を含む。）の事故等に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

(3) 災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定の内容に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとし、自施設のEMIS登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告する。

(4) 災害支援ナース養成研修等の実施

① 災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修等を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

② 災害支援ナース派遣調整訓練の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース及びその所属施設との災害支援ナ

ース派遣調整訓練を年1回以上実施し、災害支援ナース派遣調整の評価及び見直しを行う。

③ 災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。

ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS上の情報を更新する。

④ 関係機関等との情報共有・連携強化

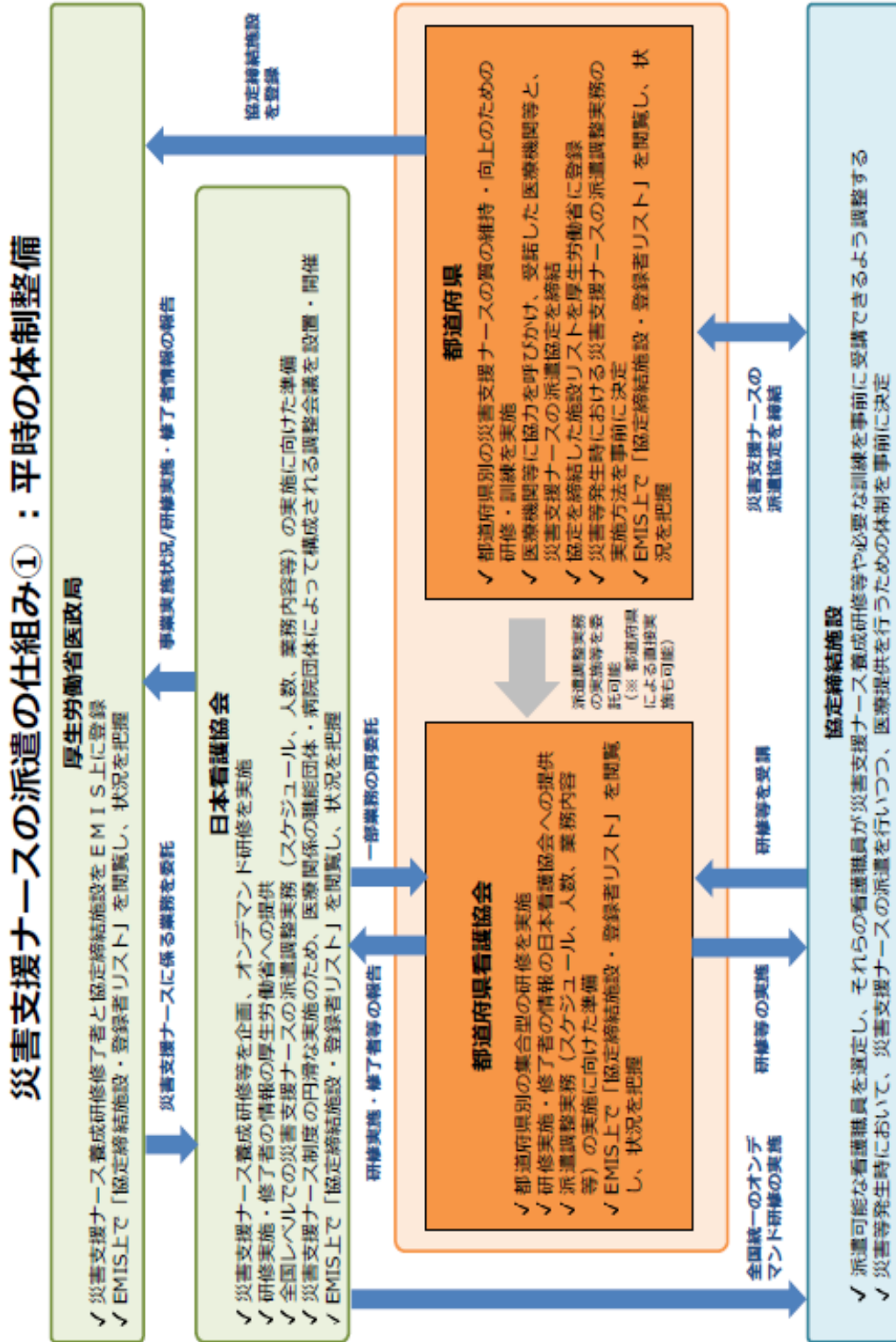
厚生労働省医政局は、災害支援ナースの派遣の調整業務を行う都道府県の派遣調整実施窓口の情報を把握する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、平時より緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

⑤ その他

厚生労働省医政局及び日本看護協会は、その他、災害等発生時の支援体制を整え、災害支援ナースが、円滑な看護支援活動を行うために必要な事業を行う。

図1：災害支援ナース派遣の仕組み（平時の体制整備）



4. 災害等発生時の対応

(1) 情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設または災害支援ナースは、派遣に関する状況や被災地における活動状況を、EMISに入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

(2) 災害支援ナース派遣手順

災害支援ナースの派遣に関する手順は以下を原則とする。

① 都道府県内の派遣の場合

イ 被災都道府県は、災害支援ナースの派遣の必要性を検討する。

ロ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定する。

ハ 被災都道府県は、速やかに協定締結施設に派遣を要請し、派遣調整を行う。

ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

② 都道府県外派遣の場合

イ 被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派遣調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、都道府県外派遣

調整に係る総合調整を行う。厚生労働省医政局から連絡を受けた日本看護協会は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュール等について、他の都道府県と調整し、決定する。

ロ 災害支援ナースを派遣する都道府県は、被災都道府県への派遣を受諾し、速やかに協定締結施設に派遣を要請する。

ハ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）・活動場所を決定し、必要な人数、期間、活動内容等についての情報を厚生労働省医政局に提供する。

ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

（3）災害支援ナースの活動

① 大規模自然災害発生時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以降から1か月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。

ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、看護支援活動を行う。

② 新興感染症発生・まん延時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの新興感染症・まん延地域での活動時期は、原則として、移動期間を含めた2週間程度を目安とする。なお、必要に応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまで

の期間など)を別途設け、派遣期間に含めることとする。

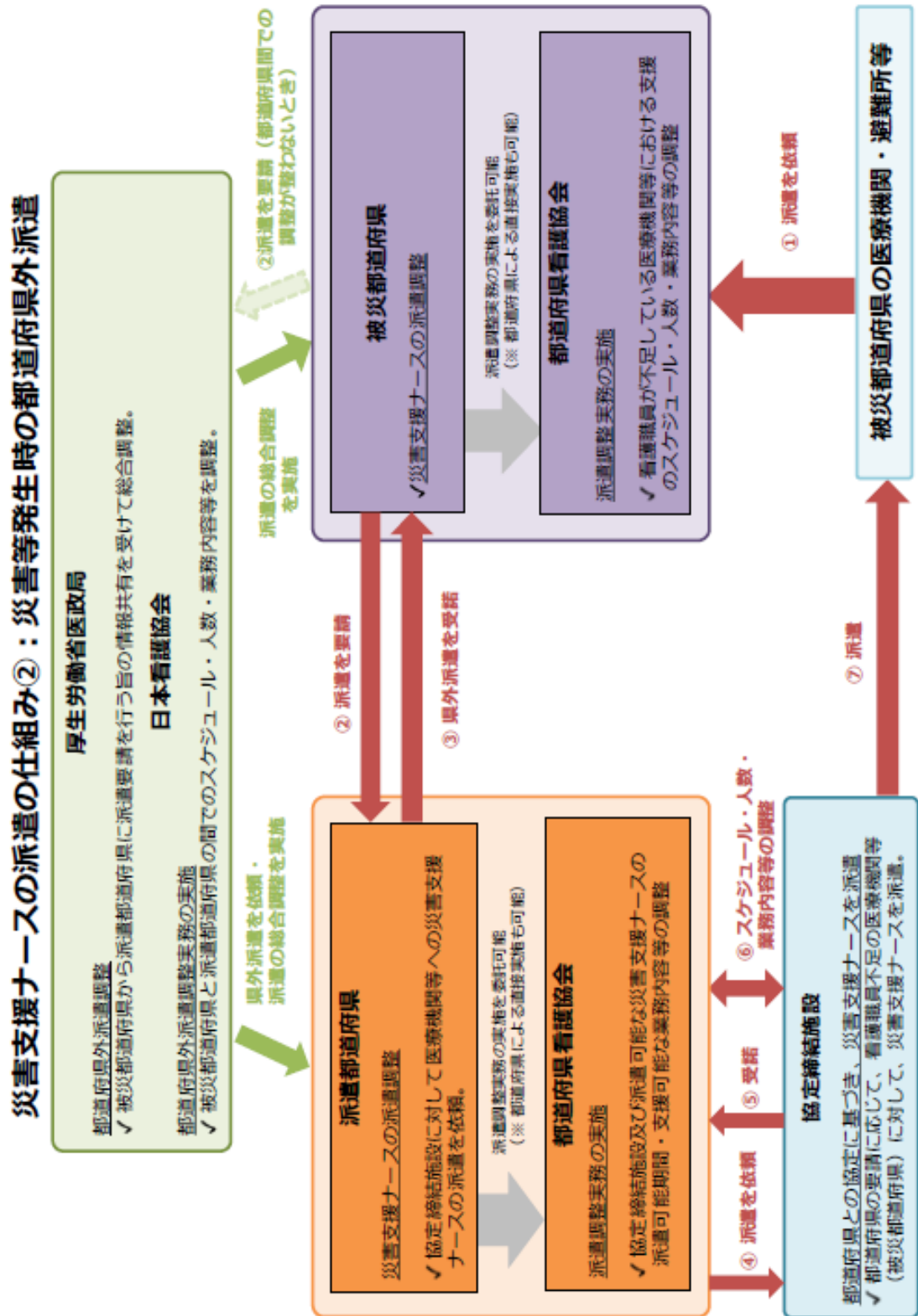
ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法を遵守し、看護支援活動を行う。

図2：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）



5. 費用の支弁

(1) 原則

災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と所属施設との協定に基づき、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

(2) 災害救助法に基づく費用支弁

① 災害支援ナースの活動が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の規定による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、同法第20条第1項の規定に基づき、被災都道府県に求償することができる。

② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第18条により費用を支弁する。ただし、同法第20条第2項の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

(3) 感染症法に基づく費用支弁

新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結した病院、診療所又は訪問看護事業所が災害支援ナースを派遣した場合には、同法第58条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、同法第62条の規定により国が補助するものとする。

徳島県看護協会災害看護検討の経過

本マニュアルは、徳島県看護協会における災害看護支援委員会により作成した。

本委員会は、平成17年度に、特別委員会として設置し、看護職能団体として、災害における役割を模索し、本会の役割の明確化、災害看護支援ボランティアナースの募集と教育、後方支援活動に必要な物品等、活動内容の検討を行った。

さらに平成18年度にかけ、災害看護支援ボランティアナースの募集と教育（基礎編の実施）、後方支援活動に必要な物品の検討・整備、災害看護支援対応マニュアル第1刷を作成し、マニュアルは会員施設に配布した。

平成19年度は、災害対策本部体制の構築、災害看護支援ボランティアナースの教育（応用編・実務編）の実施・登録、災害看護支援ボランティアナース派遣ネットワークシステムの構築（日本看護協会・県）を検討整備し、マニュアル第2刷を発行した。また、平成20年2月には徳島県と災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書の締結を行った。

その後も、継続的に、徳島県における看護職としての災害支援の方策を検討するとともに、災害支援ナースを育成し、徳島県と協力して災害時の看護職の派遣を行っている。

平成23年3月東日本大震災、平成28年4月熊本地震、平成30年8月西日本豪雨には、災害支援ナースとして延べ62名が被災地で支援した。令和6年1月能登半島地震では、徳島県医師会のJMATのメンバーとして延べ10名が被災地で支援した。

令和6年4月からは、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられ、大規模自然災害発生時及び新興感染症発生・まん延時に対応することとなったため、第6刷を発行することとした。

令和7年度災害看護支援検討委員会委員名簿

	委員名	所属
委員長	逢坂めぐみ	徳島県立総合看護学校
委員	山田 愛	徳島県保健福祉部医療政策課
委員	上白川沙織	徳島大学大学院医歯薬学研究部
委員	横山 敦子	徳島県看護協会
委員	岩佐 真弓	阿南医療センター
委員	河野 共子	阿南医療センター
委員	上野妃呂子	つるぎ町立半田病院
委員	川西 誠子	徳島赤十字病院
委員	金丸 昌史	徳島市民病院

災害支援対応マニュアル 第6刷

発行日 令和8年4月末日

公益社団法人徳島県看護協会

〒770-0003

徳島市北田宮町1丁目329-18

Tel 088-631-5544

Fax 088-632-1084